

公設水道消火栓の融着標示の貼付に関する仕様書

京都市消防局警防部警防課

(担当: 岩城、和高 212-6734)

この仕様書は、公設水道消火栓に融着標示を貼付する消火栓に関して納入業者が遵守すべき必要な事項を定めたものである。

1 融着標示貼付を実施する消火栓

(1) 対象となる消火栓数は、次の表のとおりである。

署	消火栓数	署	消火栓数
北	167	下京	119
上京	87	南	177
左京	217	右京	286
中京	84	西京	172
東山	58	伏見	325
山科	139	醍醐	69
融着貼付数合計		1,900	

(2) 融着標示貼付消火栓の指定

融着標示貼付を実施する消火栓の場所等については、消防局警防部警防課（以下「担当課」という。）が指示する。

2 融着標示貼付方法

融着標示貼付方法は、納入業者があらかじめ別図1（現行型）及び別図2（従来型）のとりの寸法に製作した標示材料を現地に搬送し、融着標示貼付する消火栓の蓋を洗浄後、同標示材料を接着剤により付着させた後、ガスバーナーにより熱融着すること。

なお、融着標示貼付作業の細部については、次項の融着標示貼付材料に記載するメーカーが指定する標示の手順及び注意事項を遵守して行うこと。

3 融着標示貼付材料

融着標示貼付材料は、溶融貼付式の融着シート（JIS 5665 3種規格準拠品 黄色）とし、積水樹脂(株)製のジスラインS又は(株)イトーヨーギョー製のホットテープとし、納入業者が調達すること。

4 消火栓の蓋の融着標示貼付部分

別図 1 及び別図 2 に基づき、図の着色（黄色）のとおりに貼付すること。

5 施工時の留意事項

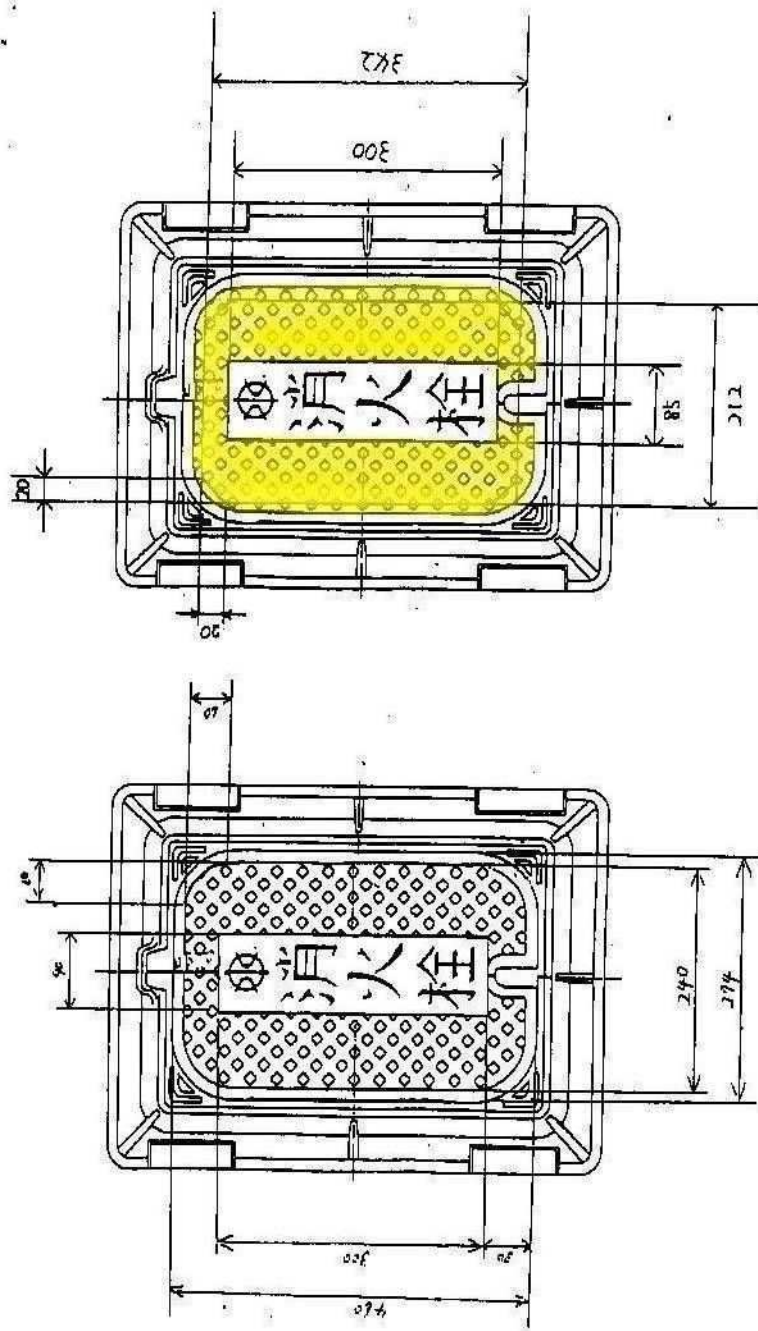
- (1) 融着標示貼付作業における接着剤及びバーナーの取扱いに関し、火災予防上特に留意すること。
- (2) 融着標示貼付作業を実施する消火栓が設置されている道路、歩道等が復旧工事の対象である場合は、同工事終了後に貼付作業を実施すること。
- (3) 融着標示貼付作業実施後、融着標示が消火栓の蓋に確実に貼付されていることを必ず確認すること。
- (4) 融着標示貼付作業は、契約の日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで（期限厳守）に実施し、あらかじめ作業日程を担当課へ提出すること。
- (5) 施工箇所が判明しない場合は、必ず担当課に問合わせて貼付対象の間違い、貼付の漏れ等がないようにすること。

6 その他

- (1) 納入業者は、受注後ただちに担当課と工程についての協議を行い、工程表を 2 部提出し、承認を得た後に融着標示貼付作業に着手すること。
- (2) 納入業者は、作業を完了するまでの間（完了月を含む。）、月末ごとに担当課へ融着標示貼付作業の進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 融着標示貼付作業の確認は、各消防署（分署）の学区担当者が行い、取りまとめて担当課に報告する。
- (4) 融着標示貼付作業に関する関係機関等（警察署、土木事務所等）への所定の手続きは、全て納入業者が行うこと。
- (5) 融着標示貼付作業終了後は、その旨を速やかに担当課に報告すること。
- (6) 報告後、不備（作業終了から短期間にも関わらず融着表示が剥がれている場合等。）が認められた場合は、担当課から一括して再度融着標示貼付作業等を指示する。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び細部については、全て担当課の指示を受けること。

別图 1

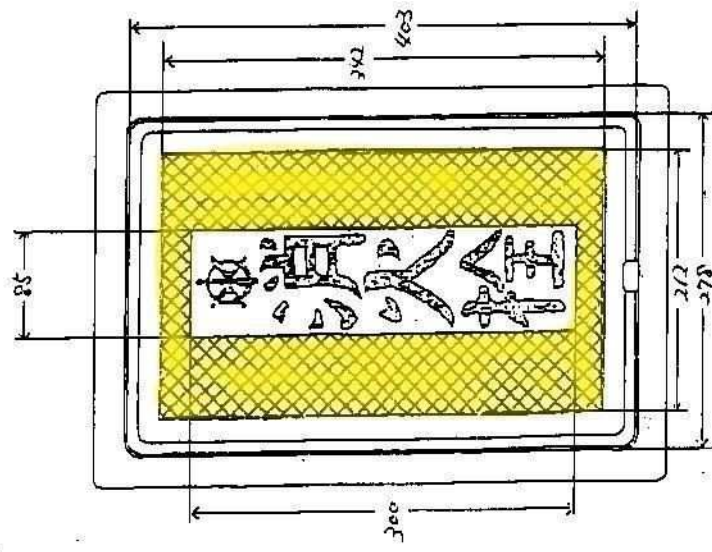
現行型消火栓寸法図



(単位 mm)

別圖 2

従来型消火栓寸法図



(単位 mm)